

奈良縣公報

(医師の嘱託)

第27条 公安委員会は、規則第18条の4第1項、同第39条の3第1項（同第37条の2第1項において準用する場合を含む。）及び同第29条の5第1項の規定に基づき、処分の要件に關し専門的な知識を有すると認める医師に対し嘱託書（別記様式第21号）を交付するものとする。

別記様式第21号中「道路交通法第103条第5項の規定に基づく」を「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第18条の4第1項、同第29条の3第1項（同第37条の2第1項において準用する場合を含む。）及び同第29条の5第1項に規定する」に改める。

ページ

目次

〈公安局委員會規則〉

## ○奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年4月11日

# 奈良県公報

1 平成15年4月11日 金曜日

奈良県公安委員会規則第5号

## 奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。

第一三宗に次第1号を加へる。

(8) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収又は反射するための物を取り付け又は付着させて大型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自

第27条を次のように改める。

奈良県公安委員会  
委員長 畠 中 俊 尚

この規則の施行の際、改正前の奈良県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第27条の規定により認定を受けている者は、この改正後の奈良県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第27条の規定により、嘱託を受けたものとみなしその者が旧規則により受けている嘱託書は、この新規則の規定により受けた嘱託書とみなす。

【定価】 一ヶ月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町二〇  
電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 ○七四二一三五一七三三〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。